様式第２号の３

　　年　　月　　日

誓　約　書

徳島県知事　　　　　　　　殿

所 　在　 地

法人・団体名

代表者職氏名

徳島県安定雇用促進支援助成金の支給申請をするに当たり、次に掲げる事項について相違ないことを誓約します。

（１）徳島県安定雇用促進支援助成金支給要綱第３条に定める支給対象事業主であること。

（２）偽りその他不正の行為（詐欺、脅迫、贈賄等刑法（明治40年法律第45号）各本条に触れる行為のほか、刑法上犯罪を構成するに至らない場合であっても、故意に支給申請書に虚偽の記載を行い又は偽りの証明を行うことをいう。）により本来受けることのできない助成金の支給を受け、又は受けようとしたことにより、支給申請日の時点で、厚生労働省が実施している雇用関係助成金の不支給措置がとられている事業主でないこと。

（３）前年度より前のいずれかの保険年度における労働保険料の滞納がないこと。

（４）過去１年間に労働関係法令違反を行っていないこと。

（５）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第２条第４項及び第５項の規定に該当する営業を行う事業主でないこと。また、これらの営業の一部を受託する営業を行う事業主でないこと。

（６）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。）である事業主及び法人においては役員が、同条第２号に規定する暴力団員である事業主でないこと。

（７）暴力主義的破壊活動を行った又は行う恐れがある団体等に属していないこと。

（８）倒産（雇保則第35条第１項第１号に規定する倒産をいう。）している事業主（再生手続開始の申立て（民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に規定する再生手続開始の申立てをいう。）又は更生手続開始の申立て（会社更生法（平成14年法律第154号）第17号に規定する更生手続開始の申立てをいう。）を行った事業主であって、事業活動を継続する見込みがある者を除く。）でないこと。

（９）雇用保険適用事業所であること。

（10）安定所等の紹介日前に雇用の内定があった労働者を雇入れる事業主でないこと。

（11）雇入れ日の前日から起算して過去３年間に、事業主と雇用、請負、委任の関係にあった者、又は出向、派遣、請負、委任の関係によってこの雇入れをする事業所で就労したことのある者を雇入れる事業主でないこと。

（12）雇入れ日の前日から起算して過去３年間に、当該雇入れに係る事業所において、通算して３か月を超えて訓練・実習等（雇用関係はないが、事業所において、訓練、職場体験、職場実習その他の職場適応に係る作業等を実施するもの。ただし、特別支援学校が教育課程の一環として実施するものを除く。）を受講等したことがある者を雇入れる事業主でないこと。

（13）雇入れ日の前日から起算して過去１年間に、当該対象労働者と雇用、請負、委任の関係にあった事業主、出向、派遣、請負、委任の関係により当該対象労働者を事業所において就労させたことがある事業主と、資本的・経済的・組織的関連性からみて密接な関係にある事業主でないこと。

（14）支給対象事業主又は取締役の３親等以内の親族である者を雇入れる事業主でないこと。

（15）対象労働者の雇入れ日の前日から起算して３年前の日から当該雇入れ日の前日までの間のいずれかの日に職場適応訓練（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）第18条第５号に規定する求職者を作業環境に適応させる訓練であって、短期のものを除く。）を受け又は受けたことのある者を、当該職場適応訓練を行い又は行った事業主でないこと。

（16）支給対象期における対象労働者の労働に対する賃金を、支払期日を超えて支払っていない事業主でないこと。

（17）安定所等の紹介時点と異なる条件で雇入れた場合で、対象労働者に対し労働条件に関する不利益又は違法行為があり、かつ、当該対象労働者から求人条件が異なることについての申出があった事業主でないこと。

（18）高年齢者雇用確保措置を講じていないことにより、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第10条第２号に基づき、当該確保措置を講ずべきことの勧告を受けた事業主でないこと。

（19）徳島県税に滞納がないこと。

（20）支給申請書の作成に当たっては、虚偽の記載を行わないこと。